

令和2年10月21日

関係団体 各位

島根労働局

令和2年度「過重労働解消キャンペーン」及び「しわ寄せ防止キャンペーン」に関する資料等の送付について(周知等ご協力をお願い)

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、労働行政に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、島根労働局では、過労死等防止対策推進法において「過労死等防止啓発月間」とされている11月について、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知・啓発等を行うこととしています。

また、労働時間等設定改善法の改正により、事業主に対し、他の事業主との取引において長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮に努めることが必要となったこと等を踏まえ、中小企業庁等と連携の上、11月を「しわ寄せ防止キャンペーン」月間として集中的な周知・啓発等を行うこととしています。

つきましては、「過重労働解消キャンペーン」及び「しわ寄せ防止キャンペーン」に関する取組等についての要請書及び関係資料(パンフレット等)をお送りしますので、貴団体会員事業主の方などへの周知・啓発のご協力をよろしくお願いいたします。

なお、お送りする資料等につきまして、ご不明な点等ございましたら、下記までご連絡ください。

記

<お送りする資料(パンフレット等)>

1 「過重労働解消キャンペーン」関係

- ① 過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ
- ② 働きすぎで起こる健康障害のリスクを知っていますか？

2 「しわ寄せ防止キャンペーン」関係

- ① 11月は「しわ寄せ防止キャンペーン月間」です。(リーフレット)
- ② 11月は「しわ寄せ防止キャンペーン月間」です。(ポスター)
- ③ 働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」は、下請法で定める禁止行為に該当する可能性があります！

<資料等に関するお問い合わせ先>

1 島根労働局労働基準部監督課

TEL:0852-31-1156 FAX:0852-31-1163

2、3 島根労働局雇用環境・均等室

TEL:0852-31-1161 FAX:0852-31-1505